

## 政令第七十九号

## 消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項、第八条の二第一項、第八条の二の二第二項、第十七条第一項及び第十七条の三の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出しを「（防火管理者を定めなければならない防火対象物等）」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 別表第一に掲げる防火対象物（同表[六]項及び[七]項から[九]項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ 別表第一(六)項ロ、(七)項イ及び[六]項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ及び[六]項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、当

該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数（以下「収容人員」という。）が十人以上のもの

ロ 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(十)項イ並びに(十二)項に掲げる防火対象物(同表(七)項イ及び(十二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、収容人員が三十人以上のもの

ハ 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十二)項まで、(十三)項ロ及び(十四)項に掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの

第三条第一項第一号中「第一条の二第三項に規定する防火対象物で、次号に規定する防火対象物以外のもの」を「第一条の二第三項各号に掲げる防火対象物(同項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、次号に掲げるものを除く。)」に改め、同項第二号中「第一条の二第三項に規定する」を「第一条の二第三項第一号ロ及びハに掲げる」に、「(六)項」を「(六)項イ、ハ及びニ」に、「(七)項イ及び」を「(七)項イ並びに」に改める。

第四条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「(六)項」を「(六)項イ、ハ及びニ」に、「及び」を「並びに」に改め、「防火対象物」の下に「(同表(七)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)」を加え、同号を

同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 別表第一(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物（同表(七)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）のうち、地階を除く階数が三以上で、かつ、収容人員が十人以上のもの

第四条の二の二第二号中「第二十一条第一項第六号の二、第三十五条第一項第三号」を「第二十一条第一項第七号、第三十五条第一項第四号」に改める。

第九条中「第十二条第一項第二号及び第七号から第九号まで」を「第十二条第一項第三号及び第十号から第十二号まで」に、「第六号の二、第八号及び第十二号」を「第七号、第十号及び第十四号」に改める。

第九条の二中「第十二条第一項第五号」を「第十二条第一項第六号」に改め、「第二十四条第三項第一号」の下に「（同表(六)の項に係る部分に限る。）」を加える。

第十条第一項第一号中「(二)項」の下に「、(六)項ロ」を加え、同項第二号中「(六)項まで」を「(五)項まで、(六)項イ、ハ及びニ」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十一条第二項中「次条第一項第三号の総務省令で定める」を「次条第一項第一号に掲げる」に改める。

第十二条第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 別表第一〔六〕項に掲げる防火対象物（第六号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表〔六〕項に掲げる防火対象物の用途に供されるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）

第十二条第一項中第五号の二を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「、同表〔六〕項口に掲げる防火対象物のうち身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所するものとして総務省令で定めるものにあつては千平方メートル以上」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 別表第一〔六〕項口に掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）で延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

第十二条第二項第一号中「前項第一号」を「前項第二号」に、「同項第六号」を「同項第八号」に、「同項第二号、第三号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号まで」を「同項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号まで」に改め、同項第二号イ中「第四号から第五号の二まで」を「第一号、第五号から第七号まで及び第九号」に改め、同号イの表中「第一項第一号から第三号まで」を「第一項第二号から第四号まで」に、「第七号から第九号まで」を「第十号から第十二号まで」に、「第一項第六号」を「第一項第八号」に、「第一項第二号、第三号」を「第一項第三号、第四号」に改め、同号ロ中「前項第二号、第三号及び第六号から第九号まで」を「前項第三号、第四号、第八号及び第十号から第十二号まで」に改め、同号ハ中「前項第四号から第五号の二まで」を「前項第一号、第五号から第七号まで及び第九号」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 スプリンクラー設備には、その水源として、スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設を設けること。ただし、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のものに設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたも

の（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）については、この限りでない。

第十二条第二項第六号を次のように改める。

六 スプリンクラー設備には、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所、水源に連結する加圧送水装置を設けること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。

第十二条第二項第七号に次のただし書を加える。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。

第二十一条第一項第一号中「別表第一(三)項ロ」を「別表第一(六)項ロ、(五)項ロ」に改め、同項第三号中「(六)項」を「(六)項イ、ハ及びニ」に、「及び」を「並びに」に改め、同項中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「及び(三)項に掲げる防火対象物並びに同表(六)項イ」を「(三)項及び(六)項イ」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 別表第一(六)(三)項に掲げる防火対象物（第三号に掲げるものを除く。）の部分で、同表(六)項ロに掲げる

防火対象物の用途に供されるもの

第二十一条第一項第六号の二を同項第七号とする。

第二十三条第一項第一号中「別表第一〔六〕項」を「別表第一〔六〕項ロ、〔六〕項」に改め、同項第二号中「〔六〕項」を「〔六〕項イ、ハ及びニ」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第三項中「同項第二号」を「同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一〔六〕項ロに掲げるもの並びに第一項第二号」に、「別表第一〔五〕項イ並びに〔六〕項イ及びロ」を「同表〔五〕項イ並びに〔六〕項イ及びハ」に、「同項の規定」を「第一項の規定」に改める。

第二十四条第一項中「〔六〕項ロ及びハ」を「〔六〕項ロ、ハ及びニ」に改める。

第三十五条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「〔六〕項」を「〔六〕項イ、ハ及びニ」に、「及び」を「並びに」に改め、「防火対象物」の下に「（同表〔六〕項イ、〔六〕項及び〔六〕項に掲げる防火対象物にあつては、同表〔六〕項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 別表第一〔六〕項ロ、〔六〕項イ、〔六〕項及び〔六〕項に掲げる防火対象物（同表〔六〕項イ、〔六〕項及び〔六〕項に

掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

別表第一(六)項ロを次のように改める。

ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和三十三年法律第三百三十三号)第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)

別表第一(六)項中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老



人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。））、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消火器及び簡易消火用具に係る技術上の基準については、改正後の第十條の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、改正後の第十一条、第十二条、第二十一条及び第二十三條の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第三条 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「(六)項ロ及びハ」を「(六)項ロ、ハ及びニ」に、「同令別表第一[六][ロ]項」を「同表[六][ロ]項」に改め、同条第二号中「第一条の二第三項第一号」を「第一条の二第三項第一号イ」に、「同令別表第一(五)項ロ」を「同表(五)項ロ」に改める。

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「(六)項ロ及びハ」を「(六)項ロ、ハ及びニ」に改め、同条第二号中「第一条の二第三項第一号」を「第一条の二第三項第一号イ」に改める。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第一条の二第三項第一号」を「第一条の二第三項第一号イ」に改める。

（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第六条 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

(消防法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 平成二十一年四月一日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第百七十九号）による改正後の消防法施行令別表第一(六)項口中「又は障害者自立支援法」とあるのは、「障害者自立支援法」と、「という。」とあるのは「という。」又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項の規定による身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものに限る。）若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（通所施設を除く。）と、同項ハ中「又は障害者自立支援法」とあるのは、「障害者自立支援法」と、「短期入所等施設を除く。」とあるのは「短期入所等施設を除く。」又は同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものを除く。）、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは

同法附則第五十八條第一項に規定する知的障害者援護施設（通所施設に限る。）とする。

消防法施行令の一部を改正する政令新旧対照表  
 ○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（防火管理者を定めなければならない防火対象物等）                      第一条の二（略）                      2（略）                      3 法第八条第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 別表第一に掲げる防火対象物（同表[六]項及び[七]項から[九]項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 別表第一[六]項ロ、[七]項イ及び[八]項に掲げる防火対象物（同表[七]項イ及び[八]項に掲げる防火対象物にあつては、同表[六]項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数（以下「収容人員」という。）が十人以上のもの</p> <p>ロ 別表第一[一]項から[四]項まで、[五]項イ、[六]項イ、ハ及びニ、[九]項イ、[七]項イ並びに[八]項に掲げる防火対象物（同表[七]項イ及び[八]項に掲げる防火対象物にあつては、同表[六]項ロに</p>	<p>（防火対象物の指定）                      第一条の二（略）                      2（略）                      3 法第八条第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 別表第一に掲げる防火対象物（同表[六]項及び[七]項から[九]項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数（以下「収容人員」という。）が、同表[一]項から[四]項まで、[五]項イ、[六]項、[九]項イ、[七]項イ及び[八]項に掲げる防火対象物にあつては三十人以上、その他の防火対象物にあつては五十人以上のもの</p>

掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。  
）で、収容人員が三十人以上のもの

ハ 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(五)項まで、  
(六)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの

二・三 (略)

4 (略)

(防火管理者の資格)

第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができると管理的又は監督的な地位にあるものとする。

一 第一条の二第三項各号に掲げる防火対象物(同項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、次号に掲げるものを除く。  
)。(以下この条において「甲種防火対象物」という。) 次  
のいずれかに該当する者  
イ、ニ (略)

二 第一条の二第三項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物で、延べ面積が、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(十)項イ並びに(十三)項に掲げる防火対象物にあつては三百平方メートル未満、その他の防火対象物にあつては五

二・三 (略)

4 (略)

(防火管理者の資格)

第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができると管理的又は監督的な地位にあるものとする。

一 第一条の二第三項に規定する防火対象物で、次号に規定する防火対象物以外のもの  
)。(以下この条において「甲種防火対象物」という。) 次  
のいずれかに該当する者  
イ、ニ (略)

二 第一条の二第三項に規定する 防火対象物で、延べ面積が、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(九)項イ、(十)項イ及び(十三)項に掲げる防火対象物にあつては三百平方メートル未満、その他の防火対象物にあつては五

百平方メートル未満のもの（以下この号において「乙種防火対象物」という。） 次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う乙種防火対象物の防火管理に関する講習（第四項において「乙種防火管理講習」という。）の課程を修了した者

ロ 前号イからニまでに掲げる者

2 3 4 （略）

（共同防火管理を要する防火対象物の指定）

第四条の二 法第八条の二第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物（同表(七)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、地階を除く階数が三以上で、かつ、収容人員が十人以上のものを除く階数が三以上で、かつ、収容人員が三十人以上のもの

二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ並びに(八)項イに掲げる防火対象物（同表(七)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）のうち、地階を除く階数が三以上で、かつ、収容人員が三十人以上のもの

百平方メートル未満のもの（以下この号において「乙種防火対象物」という。） 次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う乙種防火対象物の防火管理に関する講習（第四項において「乙種防火管理講習」という。）の課程を修了した者

ロ 前号イからニまでに掲げる者

2 3 4 （略）

（共同防火管理を要する防火対象物の指定）

第四条の二 法第八条の二第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ及び(七)項イに掲げる防火対象物

のうち、地階を除く階数が三以上で、かつ、収容人員が三十人以上のもの



三 (略)  
四 (略)

(火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物)  
第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(七)項イ及び(八)項イに掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。  
(一)以外の階(一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、

第二十一条第一項第七号、第三十五条第一項第四号 及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。)が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつて

二 (略)  
三 (略)

(火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物)  
第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(七)項イ及び(八)項イに掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。  
(一)以外の階(一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、

第二十一条第一項第六号の二、第三十五条第一項第三号及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。)が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつて

は、一) 以上設けられていないもの

第九条 別表第一(㉑)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項(㉑)項から(㉒)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節(第十二条第一項第三号及び第十号から第十二号まで、第二十一条第一項第三号、第七号、第十号及び第十四号、第二十一条の二第一項第四号、第二十二号第一項第六号及び第七号、第二十四条第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号、第二十五条第一項第五号並びに第二十六条を除く。)の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。

第九条の二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ又は(㉑)項イに掲げる防火対象物の地階で、同表(㉑)項に掲げる防火対象物と一体を成すものとして消防長又は消防署長が指定したものは、第十二条第一項第六号、第二十一条第一項第三号(同表(㉑)項に係る部分に限る。)、第二十一条の二第一項第一号及び第二十四条第三項第一号(同表(㉑)項に係る部分に限る。))の規定の適用については、同表(㉑)項に掲げる防火対象物の部分であるものとみなす。

(消火器具に関する基準)

は、一) 以上設けられていないもの

第九条 別表第一(㉑)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項(㉑)項から(㉒)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節(第十二条第一項第二号及び第七号から第九号まで、第二十一条第一項第三号、第六号の二、第八号及び第十二号、第二十一条の二第一項第四号、第二十二号第一項第六号及び第七号、第二十四条第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号、第二十五条第一項第五号並びに第二十六条を除く。)の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。

第九条の二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ又は(㉑)項イに掲げる防火対象物の地階で、同表(㉑)項に掲げる防火対象物と一体を成すものとして消防長又は消防署長が指定したものは、第十二条第一項第五号、第二十一条第一項第三号(同表(㉑)項に係る部分に限る。)、第二十一条の二第一項第一号及び第二十四条第三項第一号(同表(㉑)項に係る部分に限る。))の規定の適用については、同表(㉑)項に掲げる防火対象物の部分であるものとみなす。

(消火器具に関する基準)

第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項ロ、(六)項、(六)項、(七)項及び(イ)項に掲げる防火対象物

二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項並びに(イ)項から(ロ)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

三(五) (略)

2・3 (略)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数值は、主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次

条第一項第一号に掲げる 防火対象物について前項第二

第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項、(六)項、(七)項及び(イ)項に掲げる防火対象物

二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(六)項まで、(九)項及び(イ)項から(ロ)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

三(五) (略)

2・3 (略)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第十一条 (略)

2 前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数值は、主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次

条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物について前項第二

号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートル)とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値(次条第一項第一号に掲げる防火対象物については前項第二号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートル)とする。

3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)で延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

二 別表第一(一)項に掲げる防火対象物(次号及び第四号に掲げるものを除く。)で、舞台部(舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。以下同じ。)の床面積が、当該舞台が、地階、無窓階又は四階以上の階にあるものにあつては三百平方メートル以上、その他の階にあるものにあつては五百平方メートル以上のもの

号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートル)とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値(次条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物については前項第二号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートル)とする。

3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一(一)項に掲げる防火対象物(次号及び第三号に掲げるものを除く。)で、舞台部(舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。以下同じ。)の床面積が、当該舞台が、地階、無窓階又は四階以上の階にあるものにあつては三百平方メートル以上、その他の階にあるものにあつては五百平方メートル以上のもの

三| (略)

四| 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が

同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五| (略)

六| (略)

七| (略)

八| (略)

九| 別表第一(一)(二)項に掲げる防火対象物(第六号に掲げるものを除く。)の部分のうち、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの(火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。)

十| 別表第一(一)項イに掲げる防火対象物(第三号に掲げるものを除く。)で、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(総務省令で定める部分を除く。)の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

二| (略)

三| 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(六)項ロに掲げる防火対象物のうち身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所するものとして総務省令で定めるものにあつては千平方メートル以上、同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

四| (略)

五| (略)

五の二| (略)

六| (略)

七| 別表第一(一)項イに掲げる防火対象物(第二号に掲げるものを除く。)で、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(総務省令で定める部分を除く。)の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

の階のうち、当該部分が存する階

十一 (略)

十二 (略)

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 スプリンクラーヘッドは、前項第二号に掲げる防火対象物にあつては舞台部に、同項第八号に掲げる防火対象物にあつては指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う部分に、同項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物にあつては総務省令で定める部分に、それぞれ設けること。

二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。

イ 前項各号（第一号、第五号から第七号まで及び第九号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分（ロに規定する部分を除くほか、別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドが総務省令で定めるところにより設けられている部分がある場合には、当該スプリンクラーヘッドが設けられている部分を除く。）においては、前号に掲げる部分の天井又は小屋裏に、当該天井又は小屋

の階のうち、当該部分が存する階

八 (略)

九 (略)

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 スプリンクラーヘッドは、前項第一号に掲げる防火対象物にあつては舞台部に、同項第六号に掲げる防火対象物にあつては指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う部分に、同項第二号、第三号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに掲げる防火対象物にあつては総務省令で定める部分に、それぞれ設けること。

二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。

イ 前項各号（第四号から第五号の二までを除く。）に掲げる防火対象物又はその部分（ロに規定する部分を除くほか、別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドが総務省令で定めるところにより設けられている部分がある場合には、当該スプリンクラーヘッドが設けられている部分を除く。）においては、前号に掲げる部分の天井又は小屋裏に、当該天井又は小屋

裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分ごとに、同表の下欄に定める距離となるように、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを設けること。

防火対象物又はその部分		距離
第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。）	耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）以外の建築物	一・七メートル以下
第一項第八号に掲げる防火対象物	耐火建築物	(略)
第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。）	耐火建築物	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離） 二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離）

裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分ごとに、同表の下欄に定める距離となるように、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを設けること。

防火対象物又はその部分		距離
第一項第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。）	耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）以外の建築物	一・七メートル以下
第一項第六号に掲げる防火対象物	耐火建築物	(略)
第一項第二号、第三号及び第七号から第九号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。）	耐火建築物	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離） 二・三メートル（高感度型ヘッドにあつては、当該スプリンクラーヘッドの性能に応じ総務省令で定める距離）

以下

ロ 前項第三号、第四号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（一）項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。）のうち、可燃物が大量に存し消火が困難と認められる部分として総務省令で定めるものであつて床面から天井までの高さが六メートルを超える部分及びその他の部分であつて床面から天井までの高さが十メートルを超える部分においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

ハ 前項第一号、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる防火対象物においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

三（略）

四 スプリンクラー設備には、その水源として、スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設を設けること。ただし、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のものに設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）については、この限りで

以下

ロ 前項第二号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（一）項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。）のうち、可燃物が大量に存し消火が困難と認められる部分として総務省令で定めるものであつて床面から天井までの高さが六メートルを超える部分及びその他の部分であつて床面から天井までの高さが十メートルを超える部分においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

ハ 前項第四号から第五号の二までに掲げる防火対象物においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

三（略）

四 水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となるように設けること。



ない。

五 (略)

六 スプリンクラー設備には、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に、水源に連結する加圧送水装置を設けること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。

七 スプリンクラー設備には、非常電源を附置し、かつ、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口形の送水口を附置すること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。

八 (略)

3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一(ア)項口、(イ)項口及び(ロ)項に掲げる防火対象物

二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(イ)項イ並びに(イ)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

四～六 (略)

五 (略)

六 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

七 スプリンクラー設備には、非常電源を附置し、かつ、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口形の送水口を附置すること。

八 (略)

3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第一(イ)項口 及び(ロ)項に掲げる防火対象物

二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ及び(イ)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

四～六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 別表第一[六]項に掲げる防火対象物(第三号に掲げるものを除く。)の部分で、同表[六]項口に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

十 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一(二)項、(三)項及び(六)項イ

は無窓階(同表(六)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階にあつては、同表(二)項又は(三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、床面積が百平方メートル(同表(六)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階にあつては、当該用途に供される部分の床面積の合計が百平方メートル)以上のもの

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

2・3 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火

六の二 (略)

七 (略)

八 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一(二)項及び(三)項に掲げる防火対象物並びに同表(六)項イに掲げる防火対象物の地階又

は無窓階(同表(六)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階にあつては、同表(二)項又は(三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、床面積が百平方メートル(同表(六)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階にあつては、当該用途に供される部分の床面積の合計が百平方メートル)以上のもの

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

2・3 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火

対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

- 一 別表第一(六)項ロ、(七)項及び(八)項に掲げる防火対象物
- 二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(七)項並びに(七)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの
- 三 (略)

2 (略)

- 3 第一項各号に掲げる防火対象物（同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(六)項ロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(五)項イ並びに(六)項イ及びハ に掲げるものを除く。）に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

(非常警報器具又は非常警報設備に関する基準)

第二十四条 非常警報器具は、別表第一(四)項、(六)項ロ、ハ及びニ、(九)項ロ並びに(七)項に掲げる防火対象物で収容人員が二十人以上五十人未満のもの（次項に掲げるものを除く。）に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報知設備又は非常警報設備が第二十一条若しくは第四項に定める技術上の基準に従

対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

- 一 別表第一(六)項 及び(七)項に掲げる防火対象物
- 二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項、(七)項及び(七)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの
- 三 (略)

2 (略)

- 3 第一項各号に掲げる防火対象物（同項第二号 に掲げる防火対象物で、別表第一(五)項イ並びに(六)項イ及びロに掲げるものを除く。）に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、同項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

(非常警報器具又は非常警報設備に関する基準)

第二十四条 非常警報器具は、別表第一(四)項、(六)項ロ及びハ、(九)項ロ並びに(七)項に掲げる防火対象物で収容人員が二十人以上五十人未満のもの（次項に掲げるものを除く。）に設置するものとする。ただし、これらの防火対象物に自動火災報知設備又は非常警報設備が第二十一条若しくは第四項に定める技術上の基準に従

い、又は当該技術上の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

255 (略)

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(六)項ロ、(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物(同表(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(十)項イ、(十一)項並びに(十二)項に掲げる防火対象物(同表(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合

い、又は当該技術上の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでない。

255 (略)

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(七)項イ、(八)項イ、(九)項及び(十)項に掲げる防火対象物

で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合

2  
(略)  
合にあつては、一) 以上設けられていないもの

別表第一(第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、  
、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、  
第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第  
三十六条関係)

(一)～(五)	(略)
イ (略)	イ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型

2  
(略)  
合にあつては、一) 以上設けられていないもの

別表第一(第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、  
、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、  
第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第  
三十六条関係)

(一)～(五)	(略)
イ (略)	イ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）

ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生

備考 (略)	(七) ～ (甲)	
	(略)	<p>活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>

備考 (略)	(七) ～ (甲)	
	(略)	<p>ハ (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の第二項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ、ハ及びニ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同表(十二)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入するもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入するものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の第二第三項第一号に規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p> <p>（その一部が同表(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の第二項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ及びハ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同令別表第一(十二)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入するもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入するものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の第二第三項第一号に規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p> <p>（その一部が同令別表第一(五)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p>



三〇二十三  
(略)

三〇二十三  
(略)

改 正 後	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ、ハ及びニ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同表(六)(七)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一(五)項ロ、(六)項ロ及びハ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項並びに(十一)項に掲げるものを除く。）及び同表(六)(七)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十)項まで、(十一)項イ又は(十二)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの</p>

の（その一部が同表(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）

三〇二十四（略）

の（その一部が同表(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあつては、当該用途に供されている部分を除く。）

三〇二十四（略）

改 正 後	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が前号に掲げる防火対象物（消防法施行令別表第一[六]項から[七]項までに掲げるものを除く。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表[五]項口に掲げる防火対象物の用途に供されているものにあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p> <p>三〃二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が前号に掲げる防火対象物（消防法施行令別表第一[六]項から[七]項までに掲げるものを除く。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表[五]項口に掲げる防火対象物の用途に供されているものにあつては、当該用途に供されている部分を除く。）</p> <p>三〃二十四 （略）</p>

○ 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第三百二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十九条 平成二十一年四月一日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第七十九号）による改正後の消防法施行令別表第一(六)項口中「又は障害者自立支援法」とあるのは、「障害者自立支援法」と、「という。」とあるのは「という。」又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものに限る。）若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（通所施設を除く。）と、同項ハ中「又は障害者自立支援法」とあるのは、「障害者自立支援法」と、「短期入所等施設を除く。」とあるのは「短期入所等施設を除く。」又は同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一</p>	<p>（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十九条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の消防法施行令別表第一(六)の項中「福祉ホーム又は」とあるのは「福祉ホーム、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者を収容するものに限る。）、障害者自立支援法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。</p>

項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものを除く。

）、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（通所施設に限る。）とする。